主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
第１の１ 基本方針 〈法第115条の3第1項〉	□　その利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，福祉用具を貸与することにより，利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。◆平18厚令35第265条		
第１の２ 人権の擁護及び虐待の防止	□　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。		
第１の３ 暴力団の排除	□　管理者及び従業者（副管理者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの）は、京都府暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。 □　運営について、京都府暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。		
第２　人員に関する基準 〈法第115条の4第1項〉	※　福祉用具貸与事業の主眼事項第２の全てを，介護予防福祉用具貸与事業に準用する。 ただし，「福祉用具貸与」は「介護予防福祉用具貸与」と，「介護予防福祉用具貸与」は「福祉用具貸与」と，第２の１(3)「一　指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準第266条第１項」は「一　指定福祉用具貸与事業者指定居宅サービス等基準第 194 条第１項」と読み替える。 ◆平18厚令35第266条，267条　平11老企25第4の一		
第３　設備に関する基準 〈法第115条の4第2項〉	※　福祉用具貸与事業の主眼事項第３の全てを，介護予防福祉用具貸与事業に準用する。 ただし，「福祉用具貸与」は「介護予防福祉用具貸与」と，「介護予防福祉用具貸与」は「福祉用具貸与」と，「介護予防サービス等基準第 268 条」を「居宅サービス等基準第 196 条」と読み替える。 ◆平18厚令35第268条　平11老企25第4の一		
第４　運営に関する基準 〈法第115条の4第2項〉	※　以下の項目を除く項目で，福祉用具貸与事業の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち，１から７，９から14及び18から33は，介護予防福祉用具貸与事業に準用する。 ただし，「居宅介護支援」は「介護予防支援」と，「福祉用具貸与」は「介護予防福祉用具貸与」と，「要介護認定」は「要支援認定」と，「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と，「居宅介護サービス費用基準額」は「介護予防サービス費用基準額」と，「要介護者」は「要支援者」と，「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。		
１　介護予防サービス費の支給を受けるための援助	□　サービスの提供の開始に際し，利用申込者が施行規則第83条の９各号のいずれにも該当しないときは，当該利用申込者又はその家族に対し，介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により，介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明するとともに，介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。 ◆平18厚令35第49条の9		
第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 〈法第115条の3第1項〉	□ 利用者の介護予防資するよう，その目標を設定し，計画的に行われているか。◆平18厚令35第277条第1項 □ 自らその提供するサービスの質の評価を行い，常にその改善を図っているか。◆平18厚令35第277条第2項 □ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
1　指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。♦平18厚令35第277条第3項 □ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。♦平18厚令35第277条第4項 ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として，利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。♦平11老企25第4のニ11 (1) ②		
2　指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	1　□ サービスの提供に当たっては，主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い，福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して福祉用具の機能，使用方法，利用料等に関する情報を提供し，個別の福祉用具貸与に係る同意を得ているか。 ♦平18厚令35第278条第1号 ◎　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって，福祉用具専門相談員が主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ，「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として，介護予防福祉用具貸与計画に基づき，福祉用具を適切に選定し，個々の福祉用具の貸与について利用者に対し，説明及び同意を得る手続きを規定したものである。 ♦平11老企25第4-3-11 (2) ① 2　□ 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては，介護予防福祉用具貸与計画に基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。♦平18厚令35第278条第2号 3　□ サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っているか。♦平18厚令35第278条第3号 4　□ サービスの提供に当たっては，貸与する福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行っているか。♦平18厚令35第278条第4号 5　□ サービスの提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに，当該福祉用具の使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者，当該介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。）を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。♦平18厚令35第278条第5号　平11老企25第4のニ11 (2) ② ◎　自動排泄処理装置等の使用に際し，衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については，利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄，点検等）について十分説明するものとする。♦平11老企25第4-3-11 (2) ② 6　□ サービスの提供に当たっては，利用者等からの要請等に応じて，貸与した福祉用具の使用状況を確認し，必要な場合は，使用方法の指導，修理等を行っているか。♦平18厚令35第278条第6号 ◎　特に自動排泄処理装置等の使用に際し，衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については，当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り，定期的な使用状況の確認，衛生管理，保守・点検等を確実に行うこと。♦平11老企25第4-3-11 (2) ③ 注　1～6の規定は指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針，手続を明確にしたものであり，福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。 ただし，5の修理については，専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが，この場合にあっても，専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。♦平11老企25第4のニ11 (2) ③		
3　介護予防福	□ 福祉用具専門相談員は，利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
祉用具貸与計画の作成	まえて，指定福祉用具貸与の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容，サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成するものとする。なお，指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は，特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。♦平18厚令35第278条の2第1項 ◎　介護予防福祉用具貸与計画の作成にあたって，福祉用具の利用目標，具体的な福祉用具の機種，当該機種を選定した理由等を明らかにすること。その他，関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には，留意事項に記載すること。 なお，介護予防福祉用具貸与計画の様式については，各事業所ごとに定めるもので差支えない。♦平11老企25第4-3-11(3)① *H24Q＆A　vol.1　問101* *計画には，最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。* *・　利用者の基本情報（氏名，年齢，性別，要介護度等）* *・　福祉用具が必要な理由* *・　福祉用具の利用目標* *・　具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由* *・　その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項，日常の衛生管理に関する留意点等)* □ 介護予防福祉用具貸与計画は，既に介護予防サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。♦平18厚令35第278条の2第2項 ◎　介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合には，当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し，必要に応じて変更するものとする。♦平11老企25第4-3-11(3)② ◎　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において，「担当職員は，介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して，指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ，介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防福祉用具貸与計画書の提供の求めがあった際には，当該介護予防福祉用具貸与計画書を提出することに協力するよう努めるものとすること。　♦平11老企25第4の三1(2)⑥準用 □ 福祉用具専門相談員は，介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。♦平18厚令35第278条の2第3項 □ 福祉用具専門相談員は，介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には，当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しているか。 ♦平18厚令35第278条の2第4項 □ 福祉用具専門相談員は，介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から，必要に応じ，当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行っているか。♦平18厚令35第278条の2第5項 □ 福祉用具専門相談員は，モニタリングの結果を記録し，当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。♦平18厚令35第278条第2項第6号 □ 福祉用具専門相談員は，モニタリングの結果を踏まえ，必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 ♦平18厚令35第278条第2項第7号 ◎　事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務付けを行うとともに，介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については，サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか，また，当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ，利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり，必要に応じて行うこととしている。♦平11老企25第4-3-11(3)④		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	◎　事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに，少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い，利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし，当該モニタリングの結果により，解決すべき課題の変化が求められる場合等については，担当する介護予防支援事業者とも相談の上，必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。 □　上記の規定は，介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用しているか。♦平18厚令35第278条の2第8項		
第６　変更の届出等 〈法第115条の5〉	□　事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき，又は当該事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，同条で定めるところにより，10日以内に，その旨を京都府知事に届け出ているか。		
第７　介護給付費の算定及び取扱い 〈法第53条第2項〉	※　以下の項目を除く項目で，福祉用具貸与事業の主眼事項第６のうち，２，３，５及び７は，介護予防福祉用具貸与事業に準用する。 ただし，「福祉用具貸与」は「介護予防福祉用具貸与」と，７の居宅サービス事業は介護予防サービス事業に読み替える。		
１　基本的事項	□　事業に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。♦平18厚告127のｰ □　事業に要する費用の額は，平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定されているか。♦平18厚告127のﾆ ※　１単位の単価は，10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。♦平18厚告127のﾆ □　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて計算しているか。♦平18厚告127のﾆ		
２　中山間地域等小規模事業所加算	□　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し，かつ， 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合する事業所の場合にあっては，当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に，当該事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を，個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。♦平18厚告127別表11注2 注　厚生労働大臣が定める施設基準　♦平27厚告96第83号 １月当たり実利用者数が５人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。		
３　要支援者に対する貸与	□　要支援者に対して，厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平11厚告示93）第１項に規定する車いす，第２項に規定する車いす付属品，第３項に規定する特殊寝台，第４項に規定する特殊寝台付属品，第５項に規定する床ずれ防止用具，第６項に規定する体位変換器，第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第12項に規定する移動用リフト（つり具の部分を除く。）及び第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合に，指定介護予防福祉用具貸与費を算定していないか。ただし，別に厚生労働大臣が定める者（注）に対する場合については，この限りでない。♦平18厚告127別表11注4 ※　福祉用具貸与事業の主眼事項第６の６「軽度者に対する貸与」の基準を準用する。 ※　自動排泄処理装置の定義の内容は次のとおり。 尿又は便が自動的に吸引されるものであり，かつ，尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって，居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	能部品（レシーバー，チューブ，タンク等のうち，尿や便の経路となるものであって，居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。）。◆平11厚告93		